

長崎県資源管理方針別紙1－1第5及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」について(長崎県くろまぐろ TAC 計画)

(令和 7 管理年度 (第 11 管理期間))

令和 7 年 3 月 28 日策定

令和 7 年 6 月 16 日変更

令和 7 年 6 月 30 日変更

令和 7 年 11 月 17 日変更

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業、定置漁業等により、ほぼ周年漁獲される重要な資源となっており、また養殖用種苗としても広く利用されている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「国の資源管理基本方針」という。)により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理漁獲可能量について本県の漁業の実態に応じた管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理漁獲可能量を適切に管理するためには、くろまぐろの漁獲量を的確に把握する必要があることから、漁獲量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、漁獲量が積み上がり本県の知事管理漁獲可能量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県総合水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理漁獲可能量の遵守を図る観点から、漁業協同組合間や漁業者間の協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理漁獲可能量に関する事項

- 1 国の資源管理基本方針により決定された令和7管理年度(第 11 管理

期間) (2025 年4月1日から 2026 年3月 31 日まで)の本県の知事管理
漁獲可能量は次表に定めるとおり。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	921.3トン (本県の当初配分量 879.9トンに令和6管理年度の未利用分の繰越し 43.9 トン、国の留保からの追加配分 94.0 トンを加えた数量から不等量交換 93.2 トン及び都道府県との間における配分量の融通(交換)3.3 トンを差し引いた数量)	うち 14.472 トンを本県の留保枠とする
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	409.8トン (本県の当初配分量 234.7トンに令和6管理年度の未利用分の繰越し 17.3 トン、国の留保からの追加配分 17.6 トン、不等量交換 136.9 トン及び都道府県と	うち 2.846 トンを本県の留保枠とする

	の間における 配分量の融通 (交換)3.3 トン を加えた数量)	
--	---	--

- 2 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該漁獲量を公表した場合は、上表の本県の知事管理漁獲可能量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の漁獲量をもって、上表の本県の知事管理漁獲可能量とする。
- 3 知事管理漁獲可能量を超過した場合は、管理期間終了後概ね1か月以内に超過量を確定し公表(県のホームページに掲載。以下同じ)する。当該公表がなされた場合は、翌管理期間の知事管理漁獲可能量は当該超過量を差し引いた数量とする。なお、一括で差し引けない場合に限り分割差引きとする。
- 4 1の表の知事管理漁獲可能量について、2、3及び以下の(1)から(3)により変更があった場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、1の表の知事管理漁獲可能量は当該公表を反映した数量とする。
 - (1) 国の留保枠から知事管理漁獲可能量へ追加配分した場合
 - (2) 他の都道府県及び大臣管理漁業と長崎県の間の配分量を融通した場合
 - (3) 小型魚から大型魚への不等量交換(以下、不等量交換という。)を行った場合
- 5 2から4までの規定により知事管理漁獲可能量が変更された数量となった場合は、その旨を海区漁業調整委員会へ報告する。
- 6 知事管理漁獲可能量のうち未利用分については、国の繰越しルールに基づき翌管理期間に繰越しができるものとする。

第3 くろまぐろの知事管理漁獲可能量について、海区別かつ採捕の種類別の割当量に関する事項

1 定義等

- (1) 「定置漁業」とは、漁業法(昭和24年法律267号。以下「法」という。)第60条第3項に規定する定置漁業、法第60条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定置網を使用するものに限る。)及び長崎県漁業調整規則(令和2年11月20日長崎県規則第44条)第4条第24号に規定する小型定置漁業を指し、「漁船漁業」とは、沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。)及びくろまぐろを採捕する漁船漁業(大臣許可漁業等を営む者及び定置漁業以外の漁業をいう。)を指す。
- (2) 「海区」とは、管理を行う海域に属する漁業者の区分とし、本県は次の5つの海区に分けて管理を行う。
- ① 長崎市、佐世保市(大村湾海区漁業協同組合長会の地区)、西海市、西彼杵郡、島原市、雲仙市、南島原市、諫早市、東彼杵郡、大村市に住所を有する漁業者の区分。(以下「県南海区」という。)
 - ② 佐世保市(大村湾海区漁業協同組合長会の地区を除く)、平戸市、松浦市、北松浦郡に住所を有する漁業者の区分。(以下「県北海区」という。)
 - ③ 五島市、南松浦郡に住所を有する漁業者の区分。(以下「五島海区」という。)
 - ④ 壱岐市に住所を有する漁業者の区分。(以下「壱岐海区」という。)
 - ⑤ 対馬市に住所を有する漁業者の区分。(以下「対馬海区」という。)

2 海区域かつ採捕の種類別の割当量

令和7管理年度の海区域かつ採捕の種類別の割当量については、長崎県資源管理方針別紙1-1、1-2及び以下の考え方に基づき下表のとおり配分する。

- (1) 令和6管理年度からの小型魚の繰越しが生じた場合、当該数量は、令和6管理年度当初の海区域かつ採捕の種類別の割当量から、令和6管理年度の漁獲実績を差し引いた数量の比率で、海区域かつ採捕の種類別に配分する。
- (2) 国留保枠から小型魚の追加配分が行われた場合は、平成22年から24年(暦年)の平均値の漁獲実績の比率に基づき、海区域かつ採捕の種類別に配分する。
- (3) 令和6管理年度からの大型魚の繰越しが生じた場合、当該数量は令和6管理年度当初の海区域かつ採捕の種類別の割当量の10分の1(以下、繰越上限という。)と、令和6管理年度末の海区域かつ採

捕の種類別の割当量から、令和6管理年度の漁獲実績を差し引いた数量(以下、期末残数量という。)のいずれか低い数量を当該海區別かつ採捕の種類別に配分し、期末残数量から繰越上限を差し引いた数量が正の数である場合は、当該数量を令和3年から5年(各年度4月から3月)の平均値の漁獲実績の比率に基づき、海區別かつ採捕の種類別に配分する。

- (4) 国留保枠から大型魚の追加配分が行われた場合は、当該数量の2分の1については配分の基準とする漁獲実績を令和3年から5年(各年度4月から3月)の平均値とした比率に基づき、残りの2分の1については、平成27年から30年(各年度4月から3月)の最大値の漁獲実績の比率に基づき、それぞれ海區別かつ採捕の種類別に配分する。

① 小型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	6.697	0.333	7.030
県北	40.247	21.679	61.926
五島	151.536	29.423	180.959
壱岐	165.362	9.832	175.194
対馬	463.343	18.376	481.719
小計	827.185	79.643	906.828
県留保枠	14.472		
合計	921.300		

② 大型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.426	2.202	3.628
県北	4.703	27.322	32.025
五島	6.172	34.987	41.159
壱岐	270.882	26.344	297.226
対馬	11.356	21.560	32.916
小計	294.539	112.415	406.954

県留保枠	2.846
合計	409.800

3 小型魚の割当量の再配分

- (1) 1月 31 日時点において、2で定める海区別の割当量の合計数量に対して 15%超の未利用(消化率が 85%未満)が生じた場合、各海区の未利用分の7割を県が回収(県留保枠の追加配分を除く。)し、当該数量の範囲で一定期間の枠内先獲り方式(以下「オリンピック方式」という。)を導入する。
- (2) 割当量(県留保枠の追加配分を除く。)に対する 1 月 31 日時点の消化率(融通を行った場合は融通後)が 100%以上の海区又は海区別かつ採捕の種類は、オリンピック方式への参加はできないものとする。
- (3) オリンピック方式の導入期間中、漁協は毎日の漁獲量を県に報告する。県は、数量超過のおそれがあると認めた場合、オリンピック方式に参加している漁業者が所属する漁協に対し、直ちに採捕停止を勧告する。
- (4) オリンピック方式期間終了後、
 - ① 先獲り枠に未利用が生じた場合は、未利用分は県留保枠に充当する。
 - ② 先獲り枠に超過が生じた場合は、超過分はオリンピック方式で漁獲した海区別の割合で振り分け、当該海区の漁獲実績として管理する。
- (5) 令和6管理年度の実施結果に基づき、(1)から(4)までを見直す場合がある。

4 留保枠の設定

- (1) 県は不慮の混獲等に対応するため、当初の知事管理漁獲可能量のうち、小型魚は 14.472トン、大型魚は 2.846トンの留保枠を設定する。
- (2) 採捕停止命令後の漁獲は、海区別の割当量(融通を行った場合は融通後)を超過していない場合であっても「超過」となるため、令和6管理年度で該当した海区は当該超過量の 10 分の 1 を令和7管理年度の県留保枠に拠出する。ただし、当該数量が1トン未満の場合はこの限りではない。

5 令和6管理年度で割当量を超過した場合の次期差引き等

- (1) 令和6管理年度で海区別の割当量を超過した場合は、管理期間終了後概ね1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。
- (2) 海区の超過量は令和6管理年度の県留保枠で一部又は全量を相殺する。
- (3) 県の漁獲量が知事管理漁獲可能量の範囲内であって、県留保枠で相殺されなかった海区の超過量は、令和7管理年度の海区別の割当量から差し引きし県留保枠に充当する。
- (4) 県の漁獲量が知事管理漁獲可能量を超過した場合、国のルールに基づき、割当量(融通を行った場合は融通後)を超過した海区の令和7管理年度の割当量から原則として一括して差し引くこととし、一括差引きできない場合に限り分割差引きとする。

6 割当量の変更内容の公表

第3の2の表の割当量について、3から5まで及び以下の(1)から(4)までにより変更する場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、同表の割当量は当該公表を反映した量とする。

- (1) 海区内の採捕の種類間及び海区間の割当量を融通した場合
- (2) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付け2水管第1905号。以下「国の実施要領」という。)に基づき、他の都道府県及び大臣管理漁業と長崎県の間の配分量を融通した場合又は不等量交換を行った場合
- (3) 令和6管理年度で知事管理量を超過し、令和7管理年度の海区別かつ採捕の種類別の割当量から差引きした場合
- (4) 国の留保枠からの追加配分を県の留保枠に充当した場合

7 海区漁業調整委員会への報告

3から6までの規定により2の海区別かつ採捕の種類別の割当量が変更された数量となった場合は、その旨を海区漁業調整委員会へ報告する。

8 割当量の融通等の調整

- (1) 海区間、都道府県間等で割当量の融通を行う際や不等量交換を行う際は、国の実施要領及びクロマグロ資源管理における割当量の融

通に関する事務取扱要領(平成 30 年 12 月 18 日付け 30 漁振第 653 号)に基づき取り扱う。

- (2) 海区間、都道府県間等で割当量の融通を行う際や不等量交換を行う際の調整は、割当量を遵守していることを原則とし、関係する漁業協同組合長会の合意のもとで実施できるよう県及び関係団体が協力する。
- (3) 県は、予期せぬ急激な漁獲量の積上がり等により、海区域かつ採捕の種類別の割当量に超過のおそれがあると認められるときは、各海区の消化率を勘案し、関係する海区間の譲渡等に係る仲介・調整を積極的に行う。

第4 くろまぐろの知事管理漁獲可能量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- (1) 各漁業協同組合は急激な漁獲量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、漁獲量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
・定置漁業	・1か統当たり1トン／日を超える量の採捕
・漁船漁業	・1隻当たり 300 キログラム／日を超える量の採捕

- (2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の報告先	本県
○自漁協以外に水揚げの場合 各漁業者は、参事(指導担当者)又は支所長(支所責任者)に電話連絡 ○自漁協に水揚げの場合 漁協の販売担当者は、参事(指導担当者)又は支所長(支所責任者)に連絡	・漁協(参事(指導担当者)/支所長(支所責任者))は本県漁業振興課にメール/FAX/TEL 連絡 ・本県は送信者に受信連絡(メール、FAX で連絡を受けた場合)

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

- (3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該

漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該漁獲量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合ごとの残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁。
はえ縄漁業 釣り漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流。

- (4) 本県は、漁業協同組合毎に1日2トンを超える漁獲量報告があった場合は、速やかに当該漁獲量を国に報告する。

2 漁獲量の公表等について

- (1) 本県は法第 31 条の規定に基づき、本県の漁獲量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量(留保を設定している場合は留保の数量を除く)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該漁獲量を公表するものとする。
- (2) また、漁獲量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該漁獲量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該漁獲量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

本県は、前述の漁獲量の公表後、速やかに法第 32 条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 漁船漁業の場合

① 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがないと認めるとき

- ・ 漁業者は 1.5 キログラム未満の個体(養殖用種苗は除く)の放流に努める。

② 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は 1.5 キログラム未満の個体(養殖用種苗は除く)を放流する。
- ・ 漁業者はくろまぐろの採捕を目的とした操業時間の短縮又は操業回数(日数)の削減に努める。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙1)の提出を求める。

③ 第3で定める漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体(養殖用種苗は除く)の放流に努める。
- ・ 漁業者はくろまぐろの採捕を目的とした操業時間の短縮又は操業回数(日数)の削減に努める。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙1)の提出を求める。

④ 第3で定める漁船漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、翌日は漁場移動又は漁業種類の変更、或いは休漁する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙1)の提出を求める。

(2) 定置漁業の場合

① 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがないと認めるとき

- ・ 漁業者は 1.5 キログラム未満の個体の放流に努める。
- ・ 定置漁業の割当量の5割を超えた場合は、県は漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

② 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は 1.5 キログラム未満の個体の放流に努める。
- ・ 漁業者は網起こし回数や操業日数などの漁獲努力量の削減に努める。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

③ 第3で定める定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体の放流に努める。
- ・ 漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり 150 キログラム以上の採捕が連続した場合、翌日は休漁相当の取組み(輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等)の実施に努める。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

④ 第3で定める定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者はくろまぐろを採捕した場合、翌日は休漁する。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業

協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙2)の提出を求める。

4 採捕の停止等の命令について

(1) 第2の知事管理漁獲可能量

小型魚の本県の漁獲量が第2の知事管理漁獲可能量の9割5分を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出することができる。

大型魚の本県の漁獲量が第2の知事管理漁獲可能量の9割5分を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

(2) 第3の海区別、採捕の種類別又は海区別かつ採捕の種類別の割当量

小型魚の第3の海区別、採捕の種類別又は海区別かつ採捕の種類別の漁獲量が当該割当量の9割5分を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出することができる。

大型魚の第3の海区別、採捕の種類別又は海区別かつ採捕の種類別の漁獲量が当該割当量の9割5分を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

- ① 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国が行う釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけに協力するものとする。
- ③ 本県知事の採捕の停止等の命令(法第33条関係)が出され、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、管内の遊漁船業者に対しても、同様の指導を行う。

クロマグロ混獲状況管理野帳

別紙1

報 告 月 : _____
 所 属 漁 協 : _____
 作 成 者 : _____
 漁船登録番号 : _____

No.	作業日	正午位置 又は 操業位置		クロマグロ混獲状況				クロマグロ以外の漁獲 状況		対応方法	その他
		緯度	経度	クロマグロ 混獲尾数	うち 漁獲尾数	うち 生存放流尾数	目回り (kg/尾)	主として漁獲 した魚種	総漁獲尾数 (又は重量) (kg)		
(例)	○月○日			100	15	85	2kg	サバ、アジ	サバ○kg アジ△kg	たも網で放流	

(注1) クロマグロの混獲の無い場合でも、操業をおこなった場合には可能な限り、管理野帳を記載すること。

(注2) 対応方法の欄にはクロマグロの放流方法を明記すること。

14